項番	項目	質問	回答
1	岡山市国民健康保険ICTを活用した特定保健指導 業務委託 (単価契約)仕様書(案) 4 業務内容 キ	・対象者が別の実施機関で特定保健指導を受けることがないよう、利用券を回収するなどの措置を講じることまた、回収に係る費用は受託者で負担すること。とございますが対象者が紛失しているなど回収できなかった場合はどのように対応すればよいでしょうか?	対象者が紛失しているなど回収できなかった場合は聞き取りの上、一覧にして提出してください。指定の様式はありませんので、受託者の様式で提出してください。
2	岡山市国民健康保険ICTを活用した特定保健指導 業務委託 (単価契約)仕様書(案) 5 対象者の選定・周知・参加者への サポート等	・対象者様の健診データの受領についての項目はございませんが、健診データなど対象者様の情報はいつのタイミングで共有いただけますでしょうか?また、その共有方法はどのようになりますでしょうか?	申込があったタイミングで対象者の健診データを提供いたします。受け渡しについては、自治体情報セキュリティクラウド経由もしくは郵送を想定しています。
3	岡山市国民健康保険ICTを活用した特定保健指導 業務委託 (単価契約)仕様書(案) 7 セキュリティ対策		指定の様式はありませんので、受託者の様式で提出してくだ さい。
4	特定保健指導業務仕様書 4 委託基準(1)	・運営についての重要事項に関する規定の概要を受託者のホームページ等に掲載し、被保険者が確認可能なこととございます。こちら、国立保健医療科学院の特定健診・特定保健指導機関データベースに登録しておりますが、現状、掲載側のHPがメンテナンス中のままで、閲覧できない状態が続いております。現状の状態でも問題ないでしょうか?	受託者のホームページ等で被保険者が確認可能であれば問 題ありません。
	特定保健指導業務仕様書 4 委託基準 (4)(5)	記載の内容について、どのようなことを想定されているのか、 また過去に事故があったのか、ご教示ください。	本記載は通常の特定保健指導における体制のものとなるため、オンラインにおいては利用者の体調等に配慮した保健指導の実施をお願いします。 なお、本業務を含めた岡山市国保の特定保健指導において、 事故事例はありません。
6	特定保健指導業務仕様書 12 業務の再委託	・特定保健指導業務の全部または一部を、受託者が第三者に 委託することは、(2)に該当する場合を除き、原則禁止とする。 とございますが指導実務に係る部分でない所(個人ごとの健 診結果冊子作成やインセンティブの発送など)を再委託する場 合は問題ないという認識でよいでしょうか?	お見込みのとおりです。

## 「岡山市国民健康保険ICTを活用した特定保健指導業務委託」 企画競争に係る質問及び回答

令和7年4月10日 岡山市保健福祉局保健福祉部国保年金課

項番	項目	質問	回答
7	岡山市情報セキュリティポリシー (抜粋版) 6 情報セキュリティ対策 (3)情報システム全体の強靭性 の向上	イ 情報系においては、情報システムと、公開系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する 場合、無害化通信を実施する。	個人情報を含むデータについては、自治体情報セキュリティクラウド経由もしくは、CD-R等の郵送での対応となります。また、個人情報を含まないデータについては、オンラインストレージやCD-R郵送の対応は可能です。ただし、セキュリティ上の問題で岡山市からオン来ストレージにアクセスできない場合がありますので、契約後の協議で事前に確認をお願いします。